



豊前総合法律事務所

News Letter

2024年
3-4月合併号
VOL.08

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 ◆経営理念・ビジョン
◆プライベートのひとこま
- P2 ◆実話から学ぶ
クリント・イーストウッド監督×トム・ハンクス主演
「ハドソン川の奇跡」
- P3 ◆名刺をリニューアルしました！
◆理念ブック等を刷新しました！
- P4 ◆「『よりよい今』を手に入れる！
自筆証書遺言書の作り方」を作成しました！
◆セミナー報告
- P5 ◆法改正情報

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま

～豊前旅行・研修・合宿クラブの実施～

私は、毎年桜の季節に、福岡市で勤務していたころの仲のよいチーム4人で、毎年、旅行・研修・合宿を行っています。地域柄、ほとんど弁護士に会わない生活をしているものだから、どうしても情報が届きづらい面は否定できないところ。弁護士会内の細かな動きを知る大事な情報源にもなっています。基本的には、弊所を中心とした九州北東部を意識した地方巡りをしているため、地方の実情やたくさんの「よいところ」を知るための大事な場でもあります。チームメンバーにも喜んでいただいているようで、なによりです。

今回は、別府市の観光を行い、駅周辺のノスタルジックな雰囲気を楽しみながら、一方で、鉄輪の地獄めぐり、ロープウェイで山を登ったうえ散策をするなど、かなり歩き回った旅になりました。

宿泊したのは「柳屋」（〒874-0043 大分県別府市鉄輪井田2組 鉄輪銀座通り 電話：0977-66-4414）です。お部屋のしつらえはもちろん、すぐ近くにワークルーム（デスクとチェアが用意されたスペース）もあり、出張のおともによさそうです。夕食は地獄蒸しを堪能しました。シフォンケーキまで、何でも蒸してしまうんだなーと思いましたが、どれも絶品で、食としても体験としても大変おすすめです。比較的小さめの温泉を、いろいろと複数まわれるようなエリアになっており、こちらもよかったです。石畳の通路のなか、温泉が点在しているさまから、黒川温泉、杖立温泉、湯平温泉などに雰囲気が似ているように思いました。

別府市の名物、冷麺「胡月」（〒874-0919 大分県別府市石垣東8-1-26 電話：0977-25-2735）も堪能しました。麺は比較的固くふと目で、あまり経験のない食感でした。チャーシュー冷麺は正午ごろに行ってもすでに売り切れといった繁盛ぶり。たいへんおいしかったです。

英気を養い、ますます頑張っていきたいと思います。みなさんも、別府に行かれる際には、ご参考いただければと思います。



実話から学ぶ

クリント・イーストウッド監督×トム・ハンクス主演「ハドソン川の奇跡」

今年の令和6年1月2日の羽田空港の事故は衝撃でした。報道によると、旅客機の乗客は全員脱出したとのことですが（海保機にてお亡くなりになった方にはお悔やみを申し上げます。）。私の弟はJALのパイロットでありまして、その意味でも大変心配したものです。

事故にはさまざまな原因があるのですが、物的要因はもちろん、人的要因も無視できないと思います。事故の原因にヒューマンエラーはなかったか。一方で、乗客を救ったのもまた人の力だと思います。私が軽々に論評できるようなものではございませんが、何かを学び取り、次に活かすことができるのも人間です。これだけの衝撃を与えた事件です。教訓として、糧としていきたいものです。

米国では、2009年1月15日、航空機が離陸してまもなく低空時にもかかわらず、バードストライクにより両エンジンの推力を失い、ハドソン川に不時着水するという事故がありました。この事故では、乗客とクルー155名が全員救出され、「ハドソン川の奇跡」と呼ばれています。この実話をもとに実写映画化したのが、同名の「ハドソン川の奇跡」です。

この事故では、的確な判断、高度な操縦技術により「奇跡」を起こした、チェズレイ・サレンバーガー機長に称賛の声が集まります。ブッシュ前大統領（当時）から直接連絡があったり、オバマ大統領（当時）に招待され地元でも歓迎式典が行われたそうです。

しかし、実際にも、機長は後遺症に悩まされ、事故後48時間で激やせし、心拍数は10週間も元に戻らなかったと言います。いかに極限状況だったかを物語っています。映画でも、主演のトム・ハンクス（機長）はニコリともせず終始眉間に皺を寄せているような状態で、印象的です。

実際の事故でも、事故原因の調査はもちろん行われていますが、実際は型通りのものでしかなく、機長の判断が疑われることはなかったそうです。しかし、この映画では、機長の判断が疑われ、事故調査委員会から厳しい取り調べを受ける様子が描かれています。一番の見どころである再現された事故の状況からも目が離せませんが、機長の判断の是非に対する追及も、不条理ながら、一歩間違えば40年のキャリアと名声を失う極限状況なのですから、やはり目が離せない仕上がりになっています。

なお、この、実話と相違する部分は、国家運輸安全委員会（NTSB）から反発の声もあがっているそうです。賛否が分かれるところだと思います。

この映画から私が感じたのは、大きく2つです。

1つは、人間の「**勘（カン）コンピューター**」の働きについてです。機長は、機械やマニュアルではなく、40年の経験から、たった208秒の間に、全員を救出するための究極の判断をしています。それはまさに、超精密なコンピューターを上回る人間の「勘（カン）コンピューター」としての働きをあらわしているように思われました。私たちの世界でも、裁判官という人間を相手に説得をしますし、事案の筋を見極めたり、法廷での流れや空気を読むといった、必ずしも論理的ではない側面も多いのではないかと思います。私自身、さまざまな経験を積んで、超精密な、それでいて論理だけにとらわれない、弁護士としての「勘（カン）コンピューター」を創り上げていきたいなあ、などと考えて映画を視聴していました。

もう1つは、一方で、**人間の判断の脆弱さ**についてです。劇中では、機長の判断が誤っているのでは？という根拠とされたシミュレーションが、パイロットの驚き、分析と意思決定に必要な時間、機長と副機長が直面した非常に高いリスクなどの人的要素を考慮していない非現実的なものだと投げかけます。それらを考慮してシミュレーションをし直すと、他の滑走路に着陸することはできず、ハドソン川への不時着水が的確な判断であったことが裏付けられるのです。弁護士の仕事のなかでも、たとえば原因調査のための第三者委員会のメンバーとして活動するといったこともあり得るわけですが、調査する者が的確な調査をしなければ、誤った判断を導いてしまう、仮にコンピューターで検証しても、そこに入力する情報に人為的な誤りがあれば、やはり誤りが導かれてしまうことなどを感じ取りました。戒めも込めて、教訓として胸に刻むべき事項のように思います。

事故現場が大都市の河川だったこともあり、機体をいち早く発見し駆けつける沿岸警備隊の船舶を始め、1200人以上のボランティアを含む人々が救助に当たる様子は広く報道され、「**NYの良心**」と賞賛されたと言います。機長は、「この成功は、乗員全員、航空管制官、フェリーボートの乗員、緊急対応チームのお陰である」と感謝してい

ます。人間1人の可能性とともに、誰に言われるでもない人間の良心が集まり、みな力が集まれば、人間の可能性は無限大だと思わせるような一面もっていたのではないかと考えています。

緊迫した再現、映像に期待して観ることもできますし、実話からさまざまな教訓を得ることもできます。追及を受けていく様はサスペンスとして観ることもできますし、人間模様を観察することもできるでしょう。学び多き一作になると思います。ぜひ、一度、鑑賞してみたいはいかがでしょうか。



名刺をリニューアルしました！

私の名刺は、蛇腹式の名刺になっています。実は結構なヒット商品です。同業者からも「初めて見た!」「すごい!」「これはいい!」と反応がよい、話題にも欠かない優れもののアイテムとなっています。

おおもとは、ある女性社長が弁護士会で講演されたときに、同種の蛇腹式名刺を使っていたことに感銘を受けて真似たものです。下手なパンフレットより読んでいただける実感があり、おすすめです。初回相談の際お渡しすると、委任契約書の作成などで多少執務室に引っ込んである合間の空き時間などに、みなさん読んでいただいたりしているようです。感謝です。

今回、名刺をリニューアルしましたので、顧問先始めのみなさまにも1部添付の上お送り差し上げています。よろしくご査収ください。

前回の名刺も評判はよかったですのですが、文字が多くて、ごちゃごちゃした感じもあったので、今回は本質をすっきり整理してお届けできるように工夫をしました。弊所の理念や注力している3分野について端的に、しかし本質をついたようなメッセージをお届けできるような内容で表現したつもりです。また、「書は人なり」というように、「書道が特技なら氏名は自筆で書いてはどうか」というご意見を複数頂いたので、僭越ながら自筆のものを利用させていただいております。

名刺の冒頭にQRコードがありますが、こちらもすぐれものです。弊所の情報が集約されているランディングページに飛んで、連絡先、HP、口コミサイトなどに簡易にとべるように工夫をしています。グーグルマイビジネスやヤフー!ロコ、弁護士ドットコムなどに簡単に投稿ができるようになっていきますので、ぜひ、ご協力いただけます方は、コメントなどいただけますと嬉しいです。

今後ともよろしくお願いいたします。

名刺のものと同じ
QRコード



このページに飛びます！



理念ブック等を刷新しました！

弊所では、昨年、毎年、理念ブックを4月1日に更新して、理念浸透を図っています。今年は、昨年から大幅に情報を刷新しています。また、就業規則、財務諸表等の冊子も作成し、資料集や個別分野の業務マニュアルも作成する予定です。弊所もどんどん進化を重ねていきます。

経営理念というのは、平たく言えば、事務所の目的、仕事の目的です。「誰のために」「何のために」「なぜ」仕事をするのか、事務所が存在するのか。根幹的な価値観であり、常に立ち返り参照すべきものです。常に立ち返るべき判断基準です。事務所の目的がブレること、錦の御旗を降ろすことはありません。それほど理念というのは重要なものでありますが、言うは易し、行い難しで、その浸透には、一層の努力を行ってまいります。

今年の事務所全体のスローガンは、「解像度を上げる」「効率性と効果性、効率性より効果性」です。事務所の解像度を上げ、見える化、言語化、明瞭化、そして共感化、仕組化を進めて参りたいと思います。

一方で、事務所としては、マイクロマネジメントをしたいわけではございません。むしろ、土台にある価値観はしっかりと浸透させた上、現場では自主的に理念に沿った改善・革新提案が飛び交い、活発な意見交換がなされるような、理想の組織体を追って精進してまいりたいと考えています。

もし、経営理念等、PMVVなどの策定、理念ブックの作成などにご興味がおありの方は、ご相談ください。弊所のものをサンプルでお見せすることも可能です。

特に、事業の拡大を考えており、人を増やしていく方向性の企業様は、統率をとり、躍進を、成長を創るために、道しるべとなる理念等の設定・共有はぜひとも必要と考えます。ご検討くださいませ。



「『よりよい今』を手に入れる！自筆証書遺言の作り方」を作成しました！

弊所は、①人身傷害分野（交通事故等）、②終活分野、③企業顧問分野に注力しております。②終活は、③企業様の活動にも実は密接に関係しており、事業承継問題などはその典型です。経営理念・経営の目的に立ち返り、到達すべきゴールから逆算して、日々の計画・行動から、縁ある人への貢献を達成していく。これは、人生の終焉を考えることを通じて、逆算して「よりよい今」を手に入れるという終活に通底するものがあると思っています。そのため、個人様向け・企業様向けいずれにもおいて、価値ある情報発信と縁ある人々の行動のためのきっかけを提供できる、セミナー活動には注力しているところです。

写真にあります小冊子「『よりよい今』を手に入れる！自筆証書遺言の作り方」は、終活の一環である遺言の作成というテーマで披露させていただいたノウハウをぎゅっと詰め込んだ小冊子です。まさに弊所のこれまでの集大成とでもいうべき内容に仕上がっています。お手軽に取り組める自筆証書遺言の具体的な「書き方」にフォーカスし、最低限の基本的な知識が習得できるだけでなく、実際にステップを踏んで遺言を書いてみるができるように構成されています。具体的な遺言のサンプルや、実際に作成してみた際の詳細なチェックリストなども用意されていますので、ぜひ上手にご活用いただければと思います。

よりきっちりと、丁寧なヒアリングのもとで、公正証書遺言を作成したいというご希望の方も、ぜひ弊所に1度ご相談ください。



セミナー報告

2024年3月10日

**大分県北部勤労者福祉サービスセンター（オーサービス）主催 相続・遺言セミナー
@新博多町交流センター 2階ホール**

大分県北部勤労者福祉サービスセンター（オーサービス）は、大分県北部及び福岡県豊築地域の事業所で働く勤労者の総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業等の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする組織です。

オーサービスの主催で、会員の福利厚生の一環として、主に「遺言」の観点から、さまざまな事例を交えて、遺言の必要性や落とし穴について、いろいろとお話をさせていただきました！

少人数（6人）で会場との密なコミュニケーションがとれて、とても上質な空間・時間を創れたのではないかと思います。日曜日にご参加いただきましたみなさま、本当にありがとうございました！

特典に創りました遺言作成の小冊子も好評で、今後も活用していきたいと思います！

今度はR6.9にオーサービス主催で、事業者向けの労務セミナーも行います。こちらでもよろしくお願いたします！



「聴講者の声」T.Iさん
「説明がわかりやすい」
「事例も含めて話をしていただけ
るため理解がしやすい」
「年齢に関係なく 遺言を書く
必要性を感じている」

2024年3月1日

**弁護士西村幸太郎が士業向けにお話しした「相続前もお客様が集まる！
弁護士の終活サポートの仕組みづくり」（レガシクラウド）が発売されました！**

弊所が終活に注力して取り組んでいるからか、終活に関する士業向け教材 DVD 等発売の依頼がございました。士業向けに終活に関してひとつの実績をつくれたのは、弊所にとって非常にプラスになるものと、こちらも前向きに捉えてしっかり取り組みました。

弊所が取り組んできたあゆみ、所史に近いものにもなっており、そういった意味でも終活のタイトルにふさわしい内容をお話できたのではと思っています。

弁護士向けですので、一般の方におすすめするものではありませんが、実績のご報告です。



法改正情報1 ～改善基準告示～

2024年問題と言われてる改正が、いよいよ4月1日から既にスタートしています。

ここで重要になってくるのが、「改善基準告示」です。

「改善基準告示」とは、トラック、バスおよびタクシー・ハイヤーのドライバーの労働時間に関する基準で、正式名称は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」といいます。

トラック、バスおよびタクシー・ハイヤーのドライバーの労働時間に関する上限などを定める基準です。2022（令和4）年に改正され、2024（令和6）年4月1日から施行されます。

改善基準告示では、始業時刻から終業時刻までの時間を「**拘束時間**」といいます。拘束時間には、労働時間（作業時間、手待ち時間含む。）に休憩時間を含みます。

改善基準告示では、従前の基準と比べ、ドライバーの拘束時間の上限が短縮されました。また、勤務と次の勤務の間に必要な休憩期間が延長されました。

改正後の基準は

- ・ **1カ月の拘束時間** : 288時間が限度（←従前は299時間）
- ・ **1日の拘束時間** : 13時間が基本
（延長する場合は15時間が限度であり、14時間超の拘束は週3回までが目安）
（←従前は13時間を基本とし延長する場合は16時間が限度）
- ・ **1日の休憩期間** : 勤務終了後継続して11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らないことが必要
（←従前は勤務終了後継続し8時間以上必要）

とされました（改善基準告示2条1項1号～4号）。

車庫待ち等の自動車運転者、ハイヤー運転者…など類型に応じた定めが多いですが、影響が大きいであろうトラック運転者については、改正基準で、「拘束時間上限が月284時間（原則）、年3300時間（原則）」になるとされています（←従前は、月293時間、年3516時間。）。

原則に対する特例が定められています。たとえば、「身体を伸ばして休息することができる設備のある車両に運転者が2人以上乗務する場合、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、休憩期間を4時間まで短縮できる」「運転者が勤務の途中においてフェリーに乗車する場合、フェリーの乗車時間は休憩期間として扱う」といった具合ですが、ここに示した点の改正はなされていません。

非常に込み入ってわかりにくいと思いますが、まずはざっくり**拘束時間の上限規制が厳しくなったこと、類型ごとに細かな情報を把握しておく必要があること**、などをキャッチしておくとうよいと思います。

詳しく知りたい方は、厚生労働省が公表している「**トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント**」をおすすめします。



法改正情報2 ～合理的配慮の提供の義務化～

「障害者差別解消法」の改正についても触れておきたいと思います。

障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人格や個性を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を目指す法律です。

この法律では、障がいを理由とする差別を解消するための措置として、「**不当な差別的取り扱いの禁止**」と「**合理的配慮の提供**」の2つを定めています。

従前、事業者による合理的配慮の提供は努力義務でしたが、令和6年4月1日より、義務化されます。

「**合理的配慮の提供**」とは、障がいのある人の活動などを制限する社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を求める「**意思の表明**」があったとき、その実施が「**過重な負担**」にならない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うこ

とを言います。

たとえば、

- ・車いすの人など高い所に手が届きにくい人のために、店舗などで高い所に陳列されている商品を取って渡す。
- ・聴覚障がいのある人のために、筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などで意思の疎通を図る。
- ・飲食店において、視覚障がいのある人のために、メニュー内容（料理名・値段・分量）などを読み上げる。
- ・知的障がいのある人などのために、フリガナのある文章や写真、イラストなどわかりやすい表現を使って説明する。

などです。

法律で求められているのは、「意思の表明」があった場合ですし、「過重な負担」がかかるものは免除されているので、要はできるだけ障がいがある人にも配慮した事業をしていきたいと思いますというメッセージと言えます。「**義務だから**」というよりも、「**みなにやさしい事業、社会を目指して**」と前向きに積極的に捉えて、**事業展開できると望ましいのではないのでしょうか。**

弊所では、セミナーを多数執り行っていますが、特に終活セミナーは、ご高齢の方の参加も多く、耳が聴こえづらかったりすることもあり得る様です。実現にはいくつもハードルがありますが、スピーカーが話したことをリアルタイムでスクリーンに文字化して映すシステムを導入してはどうかという意見もあります。飛行機を待っている際のソファから見えるTVについて、比較的大きな文字で字幕が流れていると思いますが、あんな感じですね。弊所でも、もちろん、法律を守っていきますし、法律は社会の動きを反映した社会からのメッセージという側面もあると思っていますから、既に述べたとおり、「**みなにやさしい事業、社会を目指す**」という広い視点で事業に取り組んでいきたいと思っています。

おわりに

新年度に入りました！

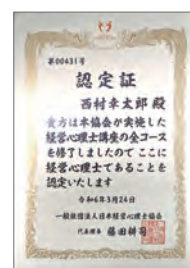
我が息子も小学校に入学、家族内でも新生活が始まって、明るいニュースが飛び交っています。事業でも、心機一転、すがすがしい気持ちで新年度をスタートされた方が多いのではないのでしょうか。

弊所も、日々進化をしています。

私は、先般、「**経営心理士**」の資格を取得しました。経営の神様と言われる松下幸之助翁は、「会社を経営するうえで成功しようと思ったら、人間とはこんなもんやという本質を識る、そこから出発しないといかん。諸君は大学で人間について研究したか。」と投げかけたと言います。売上をあげたいと思えば、売上はお客様の購入という行動の結果なのですから、お客様の心理を知り、どのように動くのかを知っていくことが必要ですし、職場環境をよくしたければ、従業員の心理を知り、どのように動くのかを知っていく必要があるというわけです。一見、心理学と経営は関係ないように見えますが、むしろ、**経営というのは人間理解、心理学そのものともいうことができるのではないか**ということで、今回、自所の発展、お客様の経営のサポートのために、学びを深めてきました。必ず、今後実践し、役立ててまいります。

新たな武器を得ましたので、これも新たに生かしながら、ますます仕事に邁進してまいります。

今年度もよろしくお願ひいたします。



豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元：豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊19-14スペース I
TEL：0979-53-9106
FAX：0979-53-9107

